平成２２年（フ）第１９２８号
仙台市太白区富沢南１丁目３番地の６　ブリリアント21―205
破産者　永井　純子
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６４号
広島県東広島市八本松東２丁目18番11号　セジュールきっかわ103号
破産者　石井満里子
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９８号
新潟県胎内市西本町22番７号
破産者　五十嵐浩昭
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２１５号
新潟県新発田市新栄町１丁目１番18号　プチエール阿賀Ｂ106
破産者　鷲野　孝子
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第８６３号
広島市南区東雲１丁目19番２号
破産者　福田鉄工こと　福田　安夫
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６４号
広島市南区東雲１丁目19番２号、開始決定時の住所広島市南区東雲２丁目13番12―407号
破産者　福田　敬三
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６５号
広島市南区東雲１丁目19番２号、開始決定時の住所広島市南区東雲２丁目13番12―407号
破産者　福田　絹栄
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１号
山口県岩国市岩国２丁目11番２号
破産者　林　三恵子
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１６５号
大阪府岸和田市磯上町１―17―17山本アパート10号室、住民票上の住所大阪府岸和田市包近町533番地の３
破産者　五島電設工業こと　川端　作久
1　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
2　一般調査期日　平成23年９月27日午後２時
平成23年７月５日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番30―207号、前住所大阪府和泉市王子町３丁目12番32号
破産者　新留　達也
1　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
2　一般調査期日　平成23年10月４日午後２時
平成23年７月５日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５９２号
大阪府門真市岸和田２丁目15番12―102号
破産者　日髙　政利
1　破産債権の届出期間　平成23年８月10日まで
2　一般調査期日　平成23年９月15日午後３時30分
平成23年７月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９１号
金沢市窪３丁目315番地
破産者　藤立　政子
1　破産債権の届出期間　平成23年８月12日まで
2　一般調査期日　平成23年10月13日午前10時30分
平成23年７月５日　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３７８号
京都市右京区嵯峨大覚寺門前堂ノ前町22番地167
破産者　水谷三喜夫デザイン事務所こと　水谷三喜夫
1　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
2　一般調査期日　平成23年９月30日午後１時30分
平成23年７月６日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６０７号
京都市上京区西洞院通一条上る大峰図子町628番地
破産者　株式会社ひかり住宅サービス
1　破産債権の届出期間　平成23年８月26日まで
2　一般調査期日　平成23年10月５日午前11時30分
平成23年７月６日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成１９年（フ）第２５５３号
大阪市西区安治川２丁目１番11号
破産者　シンコーサービス株式会社
1　期日　平成23年８月17日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月５日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第３３号
山口県山陽小野田市高栄１丁目１番１―301号、開始決定時の住所山口県山陽小野田市須恵１丁目５番15号
破産者　上野　太資
異議申述期間　平成23年８月９日まで
平成23年７月６日　山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第３８５号
宮崎県都城市蓑原町2357番地７
破産者　石神　徳市
異議申述期間　平成23年８月30日まで
平成23年７月６日　宮崎地方裁判所破産係

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第１０４号
鹿児島市上之園町８番14号
清算株式会社　株式会社鹿児島工業
代表清算人　田島　勝三
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第３０２５号
大阪市西淀川区佃６丁目５番28号
清算株式会社　株式会社コウブンシャ（解散時の商号株式会社工文社）
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部